**第７回（令和７年度）**

**袖ケ浦市特産推奨品（新規認定分）募集要項**

１．主催

袖ケ浦市商工会、(一社)袖ケ浦市観光協会

２．後援

袖ケ浦市、千葉県観光物産協会

３．目的

市内商工農業者等が開発製品化した商品を、袖ケ浦市にふさわしい特産推奨品として認定し、市内外にＰＲするとともに、製造及び販売事業者の活性化を図り、市観光事業の発展の一翼とする。

４．応募条件

（１）応募者の条件

・袖ケ浦市商工会会員もしくは袖ケ浦市観光協会会員であること。

（未加入の方は、いずれかの組織にご加入をお願いいたします。）

・商品（応募品）の製造又は販売を会員自らが行っていること。また、３年以上製造又は販売を持続できる見込みがあること。

・食品衛生等から関係する各種法律等を遵守している者であること。（2021年に施行　された「食品衛生法」の改正が2024年6月1日から全面実施となっているので留意のこと）

・市内外で観光協会、商工会が実施するPRイベント等へ自ら参加・出店し、商品（応募品）の販売促進に努めること。

（２）応募品の条件

・推奨品として応募できる特産品等は、次のいずれかに該当する加工品とし、かつ、食品衛生等から関係する各種法律等を遵守している物であること。また、同一事業者からの応募は３点までとする。

**※同一事業者での推奨品認定は３点までとなります。既認定品がある事業者は新規応募分と合わせ、認定希望の優先順位を付すこと。**

①市内において生産、加工されたものであること。

②市内の産物を主原料として商品化され販売している物産品であること。

③市のイメージ、地名、歴史（伝承・伝説）、行事又はマスコットキャラクター（別途、市の使用承認が必要）等を活用するなど、市の地域性にちなんだ商品であること。

５．募集期間

令和７年６月１３日（金）～７月１０日（木）まで

６．審査会

令和７年８月１日(金)

７．審査方法

主催者及び主催者が選定する審査委員が審査する。

８．審査基準

次の基準により審査委員が審査するものとする。

①地域特性：地域の素材を活用し、地域のストーリー（歴史や風土等）が伝わる商品であるか。

②創意工夫：デザインやネーミング等の独創性があるか。また、素材加工や使いやすさ・食べやすさの工夫がなされた商品であるか。

③技術力：素材の特徴の生かし方や、製造技術が優れているか。また、食品においては食味（味・香り等）に優れた商品であるか。

④市場性：量目、サイズ、価格などが適当・適正であり、新規性・話題性等に富んだ市場性のある商品であるか。

９．認定

審査後、特産推奨品として認定された場合は、応募者に対し、「袖ケ浦市特産推奨品認定証」を交付する。

認定期間は、認定のあった日から３年間とする。

* **認定品は、「袖ケ浦市特産推奨品シール」を貼付け、または、シールの画像データを使用することができる。**

**シールは、有償(1枚10円、100枚単位で観光協会で販売)とする。画像データは、申請により使用を許可する。**

10．認定品の公表（予定）

観光ガイドマップ、観光協会ホームページ・SNS、商工会会報、市役所での展示、各種イベントでのＰＲなど

11．応募方法

商工会または観光協会で用意してある申込書に必要事項を記入の上、添付書類とともに応募先のいずれかに提出する。(メールによるデータ提出可)

12．応募及び問合せ先

＜(一社)袖ケ浦市観光協会＞

〒２９９－０２９２　袖ケ浦市坂戸市場１－１　袖ケ浦市役所南庁舎１階

電話０４３８－６２－３４３６
mail：info@sodegaurakanko.org

＜袖ケ浦市商工会＞

〒２９９－０２６１　袖ケ浦市福王台３－１－３

電話０４３８－６２－０５３９

mail：info@sodegaura.or.jp

13．その他

①審査会の際には、見本・試食用として商品（応募品）の無償でのご提供をお願いいたします。また、認定となった場合、認定証交付式(９月４日袖ケ浦市定例記者会見に併せて実施)においても見本・試食用として商品（応募品）の無償でのご提供をお願いいたします。

②現在認定されている特産推奨品はこちらのQRコードからご確認ください。

